

診療報酬改定に伴い 2026 年 4 月からの施設基準・加算の取り組みについて

【当院における医療 DX 推進の取り組み】

当院では、医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、以下の体制を整えることで、質の高い医療の提供に努めております。

- オンライン資格確認システム等により取得した診療情報や薬剤情報を、実際の診療において、閲覧・活用できる体制を整備しています。
- マイナ保険証の利用を促進し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 正確な情報を取得するために、マイナンバーカードの利用にご協力をお願いいたします。
- 電子処方箋の発行や、電子カルテ情報共有サービスを活用し、他医療機関や薬局との間で迅速な情報連携を行える体制を有しています。
- （※これらは国のスケジュールに沿って順次導入・活用を行っています。）
- 適切なサイバーセキュリティ対策を講じ、安全な環境で情報連携を行っています。

【明細書発行体制等加算について】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点より、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

- 明細書には使用した薬剤の名称や実施した検査の名称が記載されます。
- 明細書の発行を希望されない方は、窓口にてその旨をお申し出ください。

【長期処方およびリフィル処方箋について】

当院では、患者様の状態に応じ、以下の方針をとることが可能です。

- 28 日以上長期処方を行うこと
 - リフィル処方箋（最大 3 回まで繰り返し使用できる処方箋）を交付すること
- ※長期処方やリフィル処方箋の交付が適切か否かは、病状や服薬管理の状況に基づきその都度医師が判断いたします。

【お薬の一般名処方について】

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っております。

- お薬を処方する際、特定の名称（商品名）ではなく成分名（一般名）で記載する《一般名処方》を行う場合があります。
- これにより、供給不足のお薬であっても必要な成分のお薬を受け取ることが可能にな

ります。

- 医薬品の供給が不足した場合、処方内容の変更など適切に対応できる体制を整えています。

【長期収載品の選定療養について】

当院では、令和6年10月より患者様ご自身の希望で先発医薬品（長期収載品）を選択された場合、

後発医薬品との差額の一部が「選定療養」として自費負担（保険外）となる場合があります。

【院内感染防止対策の取り組みについて】

当院では、患者様に安心して受診いただけるよう、以下の通り院内感染防止対策に取り組んでいます。

- ① **感染管理責任者の配置**：院長を「院内感染管理者」とし、職員全員で組織的な感染対策を推進しています。
- ② **標準予防策の実施**：手指衛生、マスク着用、個人防護具の適切な使用、および環境整備（消毒・喚起）を徹底しています。
- ③ **発熱患者様の分離対応**：発熱や呼吸器症状など、感染症の疑いがある患者様に対しては、空間的・時間的分離を行う等の適切な感染対策を講じて診療を行っています。
- ④ **地域連携の構築**：地域の基幹病院（栃木県立がんセンター等）や医師会と連携し、定期的な情報共有や研修等を通じて感染対策の質を向上させています。
- ⑤ **抗菌薬の適正使用**：薬剤耐性（AMR）対策として、抗菌薬の適正な使用に努めています。

【夜間・早朝加算について】

当院では、診療受付時間が平日の18時以降につきましては「夜間・早朝加算」が追加されます。

ご不明点・ご不安などは、お気軽に窓口にお声掛けください。